

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

(2) 事務所の所在地

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

(3) 医療連携推進区域

滋賀県東近江市、近江八幡市、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町

(4) 一般社団法人設立年月日

令和4年2月25日

(5)-1 都道府県知事認定年月日

令和4年4月1日

(5)-2 設立登記年月日

令和4年2月25日

(6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
滋賀県東近江市	1
滋賀県蒲生郡日野町	1
滋賀県蒲生郡竜王町	1
一般社団法人東近江医師会	1
医療法人社団昂会	1
医療法人敬愛会	1
医療法人社団幸信会	1
医療法人滋賀家庭医療学センター	1
岡藤太郎（岡診療所）	1
学校法人滋賀学園	1
学校法人藍野大学	1
合計	11

(7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事	小椋正清	滋賀県東近江市長
理事	小椋正清	滋賀県東近江市長
同	堀江和博	滋賀県蒲生郡日野町長
同	西田秀治	滋賀県蒲生郡竜王町長
同	島田徹	一般社団法人東近江医師会
同	相馬俊臣	医療法人社団昂会理事長
同	雨森正記	医療法人滋賀家庭医療学センター理事長
監事	加藤晴人	司法書士

(8) 従業員の人数

従業員数	0人
受入出向者数	0人

(9) 一般社団法人評議会の構成員

氏名	備考
小林 靖英	滋賀県東近江保健所所長（学識経験を有する者）
小杉 厚	一般社団法人東近江医師会理事（医療に関する学識経験者の団体）
山田 滋	滋賀県東近江市民生委員児童委員協議会会长 (医療又は介護を受ける立場にある者)
門坂 剛	滋賀県蒲生郡日野町民生委員児童委員協議会会长 (医療又は介護を受ける立場にある者)
小林 江里子	滋賀県蒲生郡竜王町民生委員児童委員協議会会长 (医療又は介護を受ける立場にある者)

(10) 参加法人等の概況

No	法人又は個人の名称	施設又は事務所（以下「施設等」という。）の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1	東近江市	東近江市	滋賀県東近江市八日市 緑町 10 番 5 号	病院及び診療所の開設、医療及び介護に関する行政
2	蒲生郡日野町	蒲生郡日野町	滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地	医療及び介護に関する行政
3	蒲生郡竜王町	蒲生郡竜王町	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地	診療所の開設、医療及び介護に関する行政
4	一般社団法人東近江医師会	東近江医師会	滋賀県東近江市中小路町 483 番地 4	診療に関する関係団体
5	医療法人社団昂会	医療法人社団昂会本部	滋賀県蒲生郡日野町上野田 200 番地 1	病院、介護老人保健施設を開設
6	医療法人敬愛会	敬愛病院	滋賀県東近江市八日市東本町 8 番 16 号	病院を開設
7	医療法人社団幸信会	医療法人社団幸信会本部	滋賀県東近江市青葉町 1 番 46	病院、診療所、介護老人保健施設を開設
8	医療法人滋賀家庭医療学センター	弓削メディカルクリニック	滋賀県蒲生郡竜王町大字弓削 1825 番地	診療所を開設
9	岡藤太郎（岡診療所）	岡診療所	滋賀県草津市野村 6 丁目 14 番 14 号	診療所を開設
10	学校法人滋賀学園	学校法人滋賀学園事務所	滋賀県東近江市建部北町 520 番地 1	医療及び介護にかかる養成機関の開設
11	学校法人藍野大学	びわこリハビリテーション専門職大学	大阪府茨木市高田町 1 番 22 号	医療及び介護にかかる養成機関の開設

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No.	施設の名称	施設の種類	許可病床数	事業収益	事業費用	会計年度	総資産
1-1	東近江市立能登川病院【指定管理者】	病院	102床	2,903,837	2,735,219	令和4年度	—
1-2	東近江市蒲生医療センター【指定管理者】	診療所	19床	658,586	911,699	令和4年度	—
1-3	東近江市鑄物師診療所【指定管理者】	診療所	0床				3施設全体の金額
1-4	東近江市長峰診療所【指定管理者】	診療所	0床				
1-5	東近江市湖東診療所(R6.3.31閉院)	診療所	0床	7,166	36,792	令和4年度	—
1-6	東近江市永源寺診療所(永源寺東部出張診療所含む)【指定管理者】	診療所	0床	279,375	192,306	令和4年度	—
1-7	東近江市あいとう診療所【指定管理者】	診療所	0床	277,859	94,396	令和4年度	—
3	あえんぽクリニック【指定管理者】	診療所	0床	119,103	104,164	令和5年度	—
5-1	医療法人社団昂会 湖東記念病院	病院	129床	3,516,146	3,573,938	令和4年度	2,595,028
5-2	医療法人社団昂会 日野記念病院	病院	150床	3,554,095	3,502,338	令和4年度	4,365,176
5-3	介護老人保健施設 リスタあすなろ	介護老人保健施設	入所100床 通所30名	535,116	562,029	令和4年度	610,311
6	東近江敬愛病院	病院	154床	2,310,000	2,250,600	令和5年度	265,000
7-1	医療法人社団幸信会青葉病院	病院	98床	1,368,011	1,356,678	令和4年度	1,177,026
7-2	医療法人社団幸信会青葉メディカル	診療所	0床				法人全体の金額
7-3	介護老人保健施設 ウエル青葉	介護老人保健施設	入所40床 通所45名				
8-1	医療法人社団滋賀家庭医療学センター弓削メディカルクリニック	診療所	0床	460,878	454,026	令和5年度	363,967
8-2	医療法人社団滋賀家庭医療学センターどらごんクリニック	診療所	0床	31,889	41,237	令和5年度	—

注1：介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注2：地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【】書で記載する。

注3：当該一般社団法人自身が施設を開設することがある場合には、当該施設についても記載すること。

注4：参加法人が、当該施設の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況

(単位：千円)

No.	施設の名称	施設の種類	定員	事業収益	事業費用	会計年度	総資産
2	日野町	地方公共団体	250人	10,719,675 (一般会計歳入歳出)	9,794,035 (一般会計歳入歳出)	令和4年度	—
4	一般社団法人東近江医師会	診療に関する関係団体	101人	14,885	9,077	令和4年度	11,183
9	岡診療所	診療所	0人	88,011	57,625	令和5年度	—
10	滋賀学園高等学校	学校	860人	1,601,589	1,623,762	令和4年度	3,347,517 (法人全体)
11	びわこリハビリテーション専門職大学	学校	480人	400,603	725,574	令和4年度	1,603,362 (法人全体)

注1：当該一般社団法人自身が施設等を開設し、又は管理することがある場合には、当該施設等についても記載すること。

注2：参加法人が、当該施設等の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

2 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

ア 共同研修会

① 人権問題研修会 令和5年12月20日（水）

演題 「医療機関関係者等人権研修会～人権課題の理解と環境づくり～」

講師 公益財団法人滋賀人権センター 曾我 佳広 氏

② クレーム対応研修会 令和6年1月25日（木）

演題 「クレーム対応について～『接遇マナー』の重要性～」

講師 株式会社ケーエスケー 営業支援部 永平 渉 氏

③ リーダーシップ研修会 令和6年2月15日（木）

演題 医療現場におけるリーダーシップとは

講師 株式会社ケーエスケー 営業支援部 永平 渉 氏

イ 部会

① 総務部会 2回開催（8/17、10/19）

医療連携推進に関する総合的な事項の検討

研修テーマ及び共同交渉購入項目の検討 等

東近江市健康・医療フェア 2023 の開催 令和5年10月29日（日）

テーマ 健康寿命の延伸

医療フェア会場 平和堂アピア4階アピアホール及び会議室

参加者総数（医療フェア会場） 約360人

② 研修部会 4回開催（10/19、12/20、1/25、2/15）

研修テーマに基づく研修会の開催（3回）

今後の研修テーマの検討 等

- ③ 共同交渉購入部会 1回開催 (8/17)
共同交渉購入項目に関する調査研究
事務用消耗品の共同購入の実施 他

ウ その他の事業

地域医療連携推進法人の参加法人間での病床融通承認

(2) 地域医療連係推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連係推進法人の対応状況

ア 地域医療連携推進評議会 令和5年6月29日(木)

(評議会の意見)

- ・本法人は、多様な参加団体により構成されていることから、医療に限らず、予防から介護までの日常生活をはじめ、公共交通などまちづくりに至るまで大きな視野を持って活動されたい。
- ・令和4年度には、研修や共同交渉購入について取り組まれている。法人連携による新たなステップに踏み出すなど、議論を前に進められたい。
- ・研修会等の開催については、全てに参加団体にメリットのある研修は難しいが、効率・効果的な研修内容を検討されたい。

イ 地域医療連携推進評議会(意見照会) 令和6年2月18日～25日

(評議会の意見)

- ・地域医療連携推進法人間での病床融通により「がん診療機能強化」をはかり、東近江医療圏域でのがん完結率向上のため推進されることを強く望む。
- ・病床融通に関する事業推進に向けて、各自治体、医療法人、地域医師会等が、理念・運営方針に則り、合意できるかたちで推進されることを期待している。
- ・県内で高度医療が受けられることはとてもありがたい。地方には医師が集まりにくくニュースで伝えてもらっていたが、医師の研修等協議会にはよろしくお願いしたい。
- ・病院化することで長期にわたり、採算のとれる診療を維持することが可能か心配がある。

(3) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

令和5年6月1日 第1回理事会

- ・令和4年度事業報告
- ・令和4年度計算書類等
- ・役員の選任について

令和5年6月29日 令和5年度第1回地域医療連携推進評議会
・意見打診

令和5年6月29日 社員総会

- ・令和4年度事業報告
- ・令和4年度計算書類等
- ・理事の選任について
- ・地域医療連携推進評議会の結果報告

令和5年6月29日 第2回理事会
・代表理事の選定について

令和5年11月20日～29日 理事会書面評決
・地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワークの参加法人間での
病床融通について

令和6年2月18日～2月25日 地域医療連携推進評議会意見照会
・地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワークの参加法人間での

病床融通に関する意見照会について

令和6年3月14日 第3回理事会

- ・令和6年度事業計画（案）について
- ・令和6年度収支予算書（案）について

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
特になし

(5) その他
特になし

※本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連係推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

- (1) 医療連係推進方針
- (2) 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (3) 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類
- (4) 表明・確約書（新たに入社した者に限る。）

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

財産目録

(令和6年3月31日 現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金及び預金	湖東信用金庫	運転資金として	1,014,300
	普通預金	緑町支店0429835		
流動資産合計				1,014,300
(固定資産)				
固定資産合計				0
資産合計				1,014,300
(流動負債)				
	未払金		ホームページ利用料	47,300
	未払費用		会計士監査報酬	200,000
流動負債合計				247,300
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				247,300
純資産				767,000
うち医療連係推進目的取得財産残額				0

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

貸借対照表

(令和6年3月31日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金	1,014,300	支払手形	
事業未収入		買掛金	
たな卸資産		短期借入金	
前渡金		未払金	47,300
前払費用		未払費用	200,000
その他の流動資産		未払法人税等	
流動資産合計	1,014,300	未払消費税等	
2. 固定資産		前受金	
(1) 有形固定資産		預り金	
建物		前受収益	
構築物		〇〇引当金	
医療用機械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品		流動負債合計	247,300
車両及び船舶		2. 固定負債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		継延税金負債	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産合計	0	〇〇引当金	
(2) 無形固定資産		その他固定負債	
借地権		固定負債合計	0
ソフトウェア		負債合計	247,300
その他の無形固定資産		III 純資産の部	
無形固定資産合計	0	1. 基金	
(3) その他の資産		2. 積立金	767,000
長期貸付金		代替基金	
役職員等長期貸付金		〇〇積立金	
長期前払費用		継越利益積立金	767,000
継延税金資産		純資産合計	767,000
その他の固定資産			
その他の資産合計	0		
固定資産合計	0		
資産合計	1,014,300	負債及び純資産合計	1,014,300

(作成上の留意事項)

- 表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められる科目については、追加することができるものとする。

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

損益計算書

(令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 経常損益の部	
(1) 経常収益	
事業収益	
受取会費	522,400
受取補助金等	
受取寄付金	45,000
受取利息	12
雑収益	
経常収益計	567,412
(2) 経常費用	
事業費	
給料手当	
支払報酬	133,800
退職給付費用	
旅費交通費	5,076
通信運搬費	
減価償却費	5,907
消耗品費	
修繕費	71,789
印刷製本費	
光熱水料費	78,980
賃借料	
保険料	
租税公課	
支払利息	8,920
会議費	
手数料	
雑費	2,585
管理費	
役員報酬	
給料手当	10,000
支払報酬	239,598
退職給付費用	
旅費交通費	4,166
通信運搬費	
消耗品費	20,404
修繕費	
印刷製本費	7,884
光熱水料費	
委託料	
賃借料	
保険料	
租税公課	
支払利息	13,056
会議費	
手数料	
雑費	47,300
経常費用計	5,720
	655,185
経常損失	87,773
2. 特別損益の部	
(1) 特別利益	
固定資産売却益	
特別利益計	0
(2) 特別損失	
固定資産売却損	
特別損失計	0
税引前当期純損失	87,773
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純損失	87,773

(作成上の留意事項)

- ・利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
- ・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えがないこと。また、別に表示することが適當であると認められる科目については、追加することができるものとする。

法人名 地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

所在地 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引の金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

独立監査人の監査報告書

令和6年5月15日

地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

監事 加藤 晴人 殿

右井公認会計士事務所
滋賀県蒲生郡日野町

公認会計士 石井厚徳

監査意見

私は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第5項の規定に基づき、地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワークの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。私は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告のプロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて

いるその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事監査報告書

地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

代表理事 小椋正清様

私は、地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワークの令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているもの認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月22日

地域医療連携推進法人東近江メディカルケアネットワーク

監事 加藤晴人